



町立保育所の存続と 父母の希望

内藤 逸子

問一 本町の保育事業は町立七ヶ所、私立一ヶ所に五〇〇人近い乳幼児が入所し、その他に無認可保育園や児童館、子育て支援センター等で行われている。いま保育事業の中核的な役割を担っている町立保育所を手離し、民間に委ねようとしているが、保護者や町民の希望に応える道なのか。

担当が起きている。国の基準以下の人件費にしたいのが民営化だ。保育士が子供にも父母にも元気に向き合える身分や処遇をして専門性を高めるのは父母の希望ではないか。

答一 町長 全体が定数割れるとき認可は無理だ。町立保育所の運営費は基準財政需要額に算入されている。

問一 町営住宅の需給状況と建替事業の課題

① ひばりヶ丘の一戸建て単独事業は十九戸のうち八戸を残したまま、二十年の建設計画にもあげていない。入居条件の拡大、町内建設関係業者の参入など一戸建ての目的や政策も忘れた姿ではないか。

② 空家政策と称して五団地を設定し入居止めをしている。供給戸数は減る一方だが建替えに必要な密度の空家ができるはずもない。その結果建替えは二十七年度と言うが第四次総合計画に照らしても実に怠慢な住宅政策だ。

③ 現在の待機者の解消のためにも空家政策団地からの移転促進のためにも新規の住宅建設は欠かせない。早急な建設計画を求めたい。

答一 町長 ひばりヶ丘住宅建設は議会の多様な意見があり協議をして取組む。怠慢な住宅政策と言われるが基本は変わらない。修繕は行っている。

問三 堆肥センターの立地協定と公害防止協定の改訂問題

山有は堆肥センターの操業に関し鶏糞の規制や、種菌育成の原料受入などを要望している。

町長は三月議会で公害防止協定は厳守すると答えたが、既に十七年八月に取扱い物件に係る改定を行っている。「種菌育成なら許される」というが山有の本来的なねらいは、町内外の農水産事業所の排出物ではないか。

如何なる名目であれ取扱い物件を規定している立地協定違反であり、公害防止協定の改定、及び協議書は破棄するよう求める。

答二 町長 地元との協議が先にあつたので、新たに協議書を交した。改定の破棄は考えていない。

問四 みやざきバイオマスリサイクル社の操業と地域環境の保全

商社系プロイラー鶏糞十三万トン余を川南町登り口に集めて発電する事業だが。

① 地域住民が集落密集地の企業立地に疑念をもちながら従来の公害除去を条件に同意した事業だ。発電事業により悪臭公害の発生源はなくなるはずだが現実はどうか。

② プロイラー農家と系列企業にとって鶏糞の適正処理は欠かせない課題であり、川南町内で滞貨の起きない対策が不可欠だ。水分調整など既存施設の利用は本来許せない。

③ 一キロ圏内の住民で

構成する山本地域環境保全推進協議会との協定を結ぶ必要がある。

答四 町長 MBRの地元に対する責任、系列企業間の協力など指導していく。地域団体との協定は既に地元と交している。



東保育所の保護者との意見交換会



救急医療体制について

竹本 修

川南町における救急医療業務において町と市町村との連携を図ら

れていられるのか、又独立行政法人国立病院機構宮崎病院整備充実に対し、町行政として